

令和7年度第8回沖縄海区漁業調整委員会議事録

日時 令和7年11月14日(金)
午後 14時00分～14時45分
場所 沖縄県庁6階第2特別会議室

出席者

委員 13名

(会場参加)

上原 亀一	委員	内間 学	委員	玉城 啓時	委員
西村 昂平	委員	柳田 一平	委員	大谷健太郎	委員
山川 彩子	委員	松尾 晋哉	委員	城間 恒浩	委員

(Web参加)

赤嶺 博之	委員	栗國 雅博	委員	八前 隆一	委員
新立 弘子	委員				

事務局職員

井上 顕	(事務局長)	中田 祐二	(主任書記)
米丸 浩平	(主任書記)		

○事務局（井上） では、ただいまより令和7年度第8回沖縄海区漁業調整委員会を開催いたします。

議事に入る前に本日の出席状況を確認させていただきます。本日の出席状況ですが、事前に山内委員と藤田委員から欠席のご連絡がありました。会場には上原会長、内間委員、玉城委員、西村委員、柳田委員、大谷委員、山川委員、城間委員、松尾委員の9名にお越しいただいております。ウェブでは赤嶺委員、栗國委員、八前委員、新立委員の4名にご参加いただいておりますので、定数15名に対し13名のご出席があり、本日の委員会は成立しております。

本委員会の議事進行につきましては、運営等規定第6条により、議長が会長が務めることになっております。それでは上原会長、よろしくお願いたします。

○上原会長 はい。皆さんこんにちは。それでは、これより議事を進めさせていただきます。本日は議案が3件と報告事項が2件提案されておりますので、ご審議をお願いいたします。

審議に先立ちまして、本日の議事録署名人は、柳田委員、松尾委員のお二方をお願いをいたします。よろしくお願いいたします。

[第1号議案 浮魚礁の敷設承認申請について]

それでは早速議事に入ります。第1号議案、浮魚礁の敷設承認申請についてを提案します。事務局から説明してください。

○事務局（米丸） はいそれでは事務局からご説明いたします。第1号議案の議案資料をご覧ください。

浮魚礁の敷設承認申請について、今回新規3基の申請が提出されておりますので、その承認についてご審議願います。下の枠内に委員会指示の抜粋を掲載しておりますので、適宜ご確認ください。

次の2ページ目ですね、こちらに今回の申請のフロー図を掲載しております。いずれも新規承認で協議書が必要な申請となっております。

3, 4ページに、本日時点での申請等基数一覧を掲載しておりますので、こちらも適宜ご確認ください。

5ページに進みまして、今回の申請一覧を掲載しておりますので、こちらでご説明いたします。まず1つ目、那覇市沿岸漁協・那覇地区漁協・近海鮪漁協合同で、那覇5号、表層型の新規申請があります。緯度・経度はご覧の位置で、協議書等は全て揃っていることを事務局で確認しております。水深が1,500mでロープ長が2,400mと、非常にロープ長が長いんですが、那覇市沿岸漁協に確認をしたところ、短いと張力が大きくなって切れやすくなるので、これぐらいが良いということで、以前もこの程度の長さで敷設しているということです。こちらは大分時間は経っていますが、令和4年の5月に流出したものの再敷設になります。以前の位置よりは南1.7分、東へ1分ほど移動した位置になります。

続きまして糸満漁協から糸1、こちら表層型の申請がありまして、緯度・経度はご覧の位置、協議書も揃っていることを確認しております。水深が2,100mでロープ長が2,500m、こちらは令和6年12月に流出したものを同位置に敷設予定ということです。

3つ目、石川漁協から石川第3号、こちら表層型の申請がありまして緯度・経度もご覧の位置で協議書が揃っていることは確認しております。水深1800m、ロープ長2,300mで、令和7年5月、再承認の確認時に流出を確認したものになります。こちら既存の位置から北へ1.3分、東へ1.5分ほど移動した位置に敷設予定ということです。

6, 7ページの方に、今回の敷設予定の位置図を掲載しておりますが、今回から他の敷設状況もわかるように、各ブロックの全ての浮魚礁を掲

載した上で、今回該当する浮魚礁には赤丸で印をつけておりますので、適宜ご確認いただければと思います。

続きまして、8ページから糸満漁協の承認申請書、11ページから石川漁協の承認申請書、15ページに那覇市沿岸漁協の承認申請書を掲載しておりますので、こちらも適宜ご確認いただければと思います。

簡単であります、事務局からの説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○上原会長 はい。ただいま、第1号議案について説明がございましたが、この件について何かご意見ご質問等ありましたらお願いをいたします。いかがでしょうか。

はい、柳田委員どうぞ。

○柳田委員 柳田です。那覇市沿岸漁協さんと那覇地区さんの浮魚礁のロープの長さに関してなんですけど、図の中では見えないんですが、中間重り的な物っていうのは間に挟むような構造になっているんですか。

○上原会長 事務局お願いします。

○事務局（米丸） はい、事務局からお答えいたします。中間の重りに関しては特に伺っておりません。ポリクロスロープが確か浮くタイプのロープで、上側のテトロンクロスが沈むロープになっているかと思いますが、特にシャックルとかがある以外は重りがあるということは伺っていないですね。

○柳田委員 なるほど、ありがとうございます。例えば、9ページは糸満漁協なんかだと重りが途中に入っていて、潮が緩い時なんかにはロープが浮かび上がらないような工夫なのかなというふうに見受けられるんですけども、自分たちも地元のパヤオなんかで、潮と風の状況によってはロープがかなり長く浮かび上がってきたようなことを確認したことが何回かあったりするんで、その対策というのは必要無いのかなというのは、ちょっと気になった次第です。

ただまあ、紛失のことを考えると、今までの状況から、これだけ900mですかね、長くしといた方が無くなりにくいということであれば、致し方ないのかなとは思いますが、同時に、浮かんでしまって紛失に繋がったり、他の漁船や船舶の航行に支障をきたすようなことがないのかなというのが心配ではあります。

○上原会長 はい。事務局どうぞ。

○事務局（米丸） はい。貴重なご意見ありがとうございます。私も多少気になるところではありますので、今回、その重りをつけるという糸満漁協さん含めて、沖縄市漁協さんというか柳田委員にアドバイスを

らうようなことをご助言してもよろしいでしょうか。

○柳田委員 沖縄市漁協のパヤオ研究会の方に問い合わせをさせていただくのは大丈夫ではあると思うんですが、適切なアドバイスが返せるかどうかはちょっとわかりません。また自分も、個人的にまだまだパヤオの設置に関して経験不足なところがありますので、私の方から具体的なアドバイスとしてですが、一つ、単純な構造上の心配事として申し上げさせていただいたということです。

○上原会長 はい、事務局どうぞ。

○事務局（米丸） はい、ご助言ありがとうございます。他の漁協さんはこういうことをしている旨をお伝えして、ぜひアドバイスを受けるようお伝えしたいと思います。ありがとうございます。

○上原会長 はい、他ございませんか。

はい。特にご質問等ないようですので、お諮りをしたいと思います。よろしいですか。

(はいという声)

○上原会長 はい。では特にございませんので、第1号議案について、事務局提案のとおり承認をするということによろしいでしょうか。

(はいという声)

○上原会長 はい。ありがとうございます。ご異議等ありませんので、第1号議案については、提案のとおり承認することといたします。

[第2号議案 ウミガメの敷設承認申請について]

○上原会長 次に、第2号議案、ウミガメの採捕承認申請についてを提案します。事務局より説明をしてください。

○事務局（米丸） はい、それでは事務局からご説明いたします。第2号議案の議案資料をご覧ください。

ウミガメの採捕承認申請について、今回、漁業用について4件、試験研究目的で新規2件がございますので、この承認についてご審議をよろしくお願いします。下の枠内に委員会指示の抜粋も掲載しておりますので、適宜ご確認ください。

2ページに、漁業用もしくは養殖用の場合の採捕承認の判断基準を掲載しておりますが、今回アオウミガメの申請のみとなっております。こちら後ほど、適宜ご確認ください。

続きまして3ページに、漁業用の申請一覧を掲載しております。今回、八重山漁協所属のお二方と、こちら西表在住の方になりますが、久米島漁協のお二方から採捕承認申請がありまして、八重山漁協の方々にはアオ

ウミガメを5頭ずつ、久米島漁協の方々はアオウミガメ 15 頭及びアオウミガメ 10 頭の申請があります。久米島漁協の2人に関しては、昨年度も承認を取られている方で、採捕上限いっぱいの採捕実績もある方になります。下の方にありますけれども、アオウミガメに関しては、まだ採捕頭数枠に余裕がありますので、判断基準に基づきまして、申請どおりの承認をしたいと考えております。

続きまして4, 5 ページですが、こちらに漁業用の採捕承認証の案を掲載しておりますので、こちらも適宜ご確認ください。※のところに、それぞれ該当するお名前や船名等を記入する予定です。

続きまして6 ページに試験研究の一覧を掲載しております。今回、ともに水産技術研究所の奥山さんからの申請になっておりまして、いずれも継続の調査となっております。

まず、上の方、伊良部島に生息するアオウミガメの基礎生態に関する調査ということで、承認の日から1年間、今日から令和8年11月13日までの承認を予定しております。昨年度が、アオウミガメ 100 頭の承認に対して実績が 18 頭、こちらは海草藻場が想定よりも深場だったために採捕に苦労したと伺っております。今回も同様にアオウミガメ 100 頭の申請がありまして、申請のとおり承認をしたいと考えております。

続きまして2つ目ですね、久米島に生息するアオウミガメの個体数推定と基礎生態に関する調査ということで、こちらも上記と同様にはなりますが、こちら採捕頭数だけ異なっておりまして、令和6年度が、アオウミガメ 400 頭の承認に対して実績が 131 頭、今年はそのままで獲ることがないということで、アオウミガメ 300 頭の申請で申請どおりの承認を予定しております。

7 ページ以降に、伊良部島の方の申請書類を掲載しております。12, 13 ページに承認書の案を掲載しております。14 ページから、久米島の方の申請書類、20, 21 ページに承認証の案を掲載しておりますのでご確認ください。

継続の調査なので、簡単にご説明しますが、アオウミガメ、かーみーかけで採捕、一時的に採捕して、サンプル採取、組織片のサンプル採取を行うとともに、タグをつけて再放流すると。一部個体に関しては、GPS ロガーを搭載するという調査内容となっております。17, 18 ページに写真の掲載もありますので、適宜ご確認ください。

簡単ではありますが、事務局からの説明は以上になります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○上原会長 はい、ありがとうございます。今の2号議案、ウミガ

メの採捕承認について、何かご意見ご質問ございましたら、よろしくお願ひします。いかがでしょうか。

はい、山川委員どうぞ。

○山川委員 内容については特にないんですけれども、6ページの申請者の所長名が申請書の方と違うので、こちらについて。

○上原会長 そうね、玄さんと青野さん。はい、事務局どうぞ。

○事務局（米丸） はい、ご指摘ありがとうございます。6ページの方が間違っております。昨年のまま変更しなかったもので、両方とも玄浩一郎さんに訂正の方よろしくお願ひいたします。”

○上原会長 ご指摘ありがとうございます。他にございませんか。

事務局から補足で、どうぞ。

○事務局（米丸） 前回、委員会で甲羅につけた GPS 機器がどれぐらいで外れるのかというご質問がありましたが、甲羅の新陳代謝で長くとも1年では外れる、早ければ数ヶ月で外れるということを伺っておりますので、この場を借りてご報告いたします。

○上原会長 はい、ありがとうございます。他ございますか。

特にないようですのでお諮りしたいと思いますが、よろしいですか。では、第2号議案、ウミガメの採捕承認申請について、漁業用が4件、試験研究が2件ということで、提案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(はいという声)

○上原会長 はい、ありがとうございます。ご異議ございませんので、第2号議案については提案のとおり承認することといたします。

○八前委員 会長。

○上原会長 はいどうぞ。

○八前委員 ちょっと次の会議が始まるので、退出させていただきます。

○上原会長 はい了解です。八前委員退室してください。

[第3号議案 委員会指示違反に対する処分方針等の改正について]

○上原会長 はい。では、議案のほう進めさせていただきます。第3号議案、委員会指示違反に対する処分方針等の改正についてを提案をいたします。事務局より説明をしてください。

○事務局（米丸） はい、事務局からご説明いたします。第3号議案の議案資料をご覧ください。

委員会指示違反に対する処分方針等の改正についてということで、こちらは先月の委員会でも議論をさせていただいた内容になりますが、議

論の中で、旗数制限違反と漁期違反で処分に差がある、旗数制限違反の方がより重いというのは、漁業者に誤解を招くのではないか。漁期違反が少し軽い違反になると解釈されかねないのではないかとということで、鹿児島県と調整の機会がありましたので、調整させてもらいました。それが、1 ページ目の下半分、括弧書きのところになります。

旗数制限違反のみ特に重大な違反となることについて、沖縄と奄美大島海区ともに一部漁船による旗数制限違反が常態化しているということが今大きな問題であるということと、鹿児島県と調整した結果、漁期の違いとか県境の曖昧さっていうのがあるので、漁期の違反で 27 度線ちょっと下ってきたところで即裏付命令とされるのは困るということ、ソデイカの旗流し漁業に対する取組は両海区で足並みを揃えて進めていきたいということから、できれば今回は旗数制限違反のみを即裏付命令とするようにしていただきたいとのご意見がありました。以上のことから、事務局としては現在、特に対応を要すべき違反ということで、旗数制限違反のみ初回の違反で裏付命令とする改正を行いたいと考えております。

2 ページ目以降は先月と全く同じ内容になりますので、2 ページの改正の理由・内容のところだけ読んでおさらいをしたいと思いますので、お付き合いください。

まず1 つ目、ソデイカの採捕に係る委員会指示の改正等に関して、(1) ソデイカ旗流し漁業の旗数制限超過への厳格な対応ということで、近年、一部漁業者による旗数制限超過が常態化しており、県内外から取締強化を求める声が高まっており、奄美大島海区と足並みを揃え、初回の違反から知事への裏付命令申請を行う改正を検討している。県内アンケートの結果、9 割以上の組合が賛成していることから、検討のとおり改正を行いたい。ということで、特に重大な違反という区分を新設して、そちらに旗数制限違反をあてたいと考えております。

(2)届出制の導入、ソデイカ旗流し漁業の届出制が指示に規定されたことから、未届出に対する処分の内容を定める必要がある。ということで、こちらは重大な違反に定める予定としております。

その他、与那国周辺海域における委員会指示の発動や、違反内容の記載漏れや軽微な文言の修正を改正内容としております。

併せて、飛ばしまして 10 ページですね、こちら先月読み上げましたのでここでは省略しますが、旗数制限違反者への迅速な処分を行うための対応方針も定めたいと思いますので、併せてご審議いただければと思います。

最後に本日、追加でお送りしましたが、一番最後、14 ページに処分方

針等の改正ができましたら、県内漁業関係団体あての通知文を発出した
いと考えております。こちら読み上げていきたいと思えます。

沖縄海区漁業調整委員会指示違反に対する処分方針の改正等について。

沖縄海区漁業調整委員会指示違反に対する処分方針については、令和
5年2月10日の改正以降、これに基づき運用を続けてきましたが、今般、
ソデイカの採捕に係る委員会指示について、県内外から旗数制限違反の
取締強化を求める声が高まっていることから、抑止力強化のため、初回
の違反から知事への裏付命令申請を行えるよう、令和7年11月14日に
処分方針を改正しました。また、旗数制限違反に対する速やかな処分の
ため、違反者への対応方針も定めましたので、お知らせいたします。

なお、奄美大島海区においても、同様の対応方針を定めておりますの
で、ご承知おきください。

その他、新たな委員会指示の発動や軽微な修正等も行っていますので、
詳細は下記の添付資料をご確認ください。つきましては、委員会指示の
遵守について、貴組合関係者への指導、周知の徹底をよろしく願いま
す。

ということで添付資料が、処分方針の改正概要、処分の方針の新旧対
照表と改正後の処分方針、沖縄海区の違反者への対応方針と奄美大島海
区の違反者への対応方針を添付して送付したいと考えております。

こちらの通知文についても、併せてご審議いただければと思えます。

事務局からの説明は以上になります。ご審議のほどよろしく願いま
たします。

○上原会長 はい。ただいま、第3号議案についてのご説明がござい
ました。冒頭で、前回の漁期違反についての考え方については、事務局
から説明があったとおり、今回はもう触らないという考えのもとで進め
させていただきたいという旨の説明がございました。前回の宿題という
か、考え方を確認をされたことに対する回答も含めて、委員の皆様から
ご意見をいただければと思えますが、いかがでしょうか。

はい、玉城委員。

○玉城委員 1点だけ確認なんですけど、50海里を超える外側と内側
両方で操業を予定してる場合、これは30本しか積めないんですか、それ
とも50本まで積んでも大丈夫なんですか。確認お願いします。

○上原会長 はい、事務局どうぞ。

○事務局（米丸） はい。同一の航海でということであれば、31本以上
積んでいけば50海里以内では操業できなくなりますので、50海里以内で
操業する場合は30本までになります。別の航海であれば話は違います。

- 上原会長** はい、ありがとうございます。他ございませんか。
はい、西村委員どうぞ。
- 西村委員** 確認ですけれども、違反等の情報の連絡先は14ページの最後に載ってる電話番号、FAX、メールあてで構わないですか、全部そこで構わないんですか。
- 上原会長** はい。事務局どうぞ。
- 事務局（米丸）** これは違反の情報提供ということになりますかね。
はい。こちらに送っていただいて構いません。水産課に連絡いただければ、対応したいと考えております。
- 西村委員** メールだと別にいいですけど、電話とかだと休日とか祝日の対応はないってことになりますか。
- 上原会長** はい。じゃあ事務局お願いします。
- 事務局（井上）** すみません、ちょっと確認なんですけども、土日に違反を見つけたときの連絡先というような形で電話を使いたいんですけど、ということでもよろしいでしょうか。”
- 西村委員** そうですね。特に旗数の違反に関しては、確認等を含めて急を要する、すぐやらないと確認できないという場合も起こり得るのかなと思って。それが情報提供者が違反者を確認して2、3日後の対応になると、以前この委員会でも話がありましたけども、違反者が旗を藪の中に隠すとか旗を入港後すぐに降ろしたりですね、そういう行為が可能になるので、可能ならばすぐに対応の方が望ましいとは思いますが、その辺を、今期すぐというわけにはいかないとしても、今後、即時対応みたいな検討はされる予定はありますでしょうか。
- 上原会長** はい、事務局どうぞ。
- 事務局（井上）** はい。先ほどの現認するっていうのがなかなか状況として、すぐに対応する、船や港の方に行ってやるというのが、今のところこちらの取締りの状況の中では厳しい状況があるというのはちょっとありまして、ただそのような違反について、しっかり情報をいただいたものについては、現認はできないにしても対応していくような体制づくり自体は、今も少しずつ整えさせていただいてるところです。
- 西村委員** わかりました。じゃあ土日祝日に関しては、電話対応は今のところなしで、メール等であれば送信しておくことは可能ってことですかね。
- 上原会長** はい。事務局。
- 事務局（井上）** はい。水産庁からの情報提供とかもあったりしてですね、後日確認させていただいて漁協等に連絡して状況確認することも

これまでやっている状況なので、今のところお答えできるのはそのような対応になるということです。

○西村委員 ありがとうございます。

○上原会長 ごめん、僕からいい。

何か今の取締りの話だと後退してるような感じがあって、沖合からそういう船がいますよという情報があれば、入港したときにすぐ確認をしに行くというぐらいの体制づくりはぜひやるべきではないでしょうかね。

これを言ってるんだと思いますけど。今すぐではなくても。

○事務局（井上） 頑張っていきたいと思っております。はい。

○上原会長 よろしいですか。はい。他ございませんか。

はい。特にご意見等ないようですので、お諮りをしたいと思います。委員会指示案に対する処分方針等の改正についてということで、今回は申請旗数制限のみ、特に重大な違反に指定をしたいということと、あとは先ほど読み上げていただいたんですが、対処方針を定めて、それに基づいて14ページの各関係団体への通知ということも併せて、ご承認をいただきたいと思いますが、事務局提案のとおり承認をさせていただいてよろしいですか。

(はいという声)

○上原会長 はい、ありがとうございます。ご異議等ないようですので、第3号議案については、事務局提案のとおり承認をすることといたします。

○松尾委員 すいません、よろしいですか。

○上原会長 はい、松尾委員どうぞ。

○松尾委員 あの承認は承認でいいんですけども、前回この話出たとき私も指摘したんですけども、この委員会指示の適用範囲のところは今度検討を進めて、なるべく明確になるように今後努めていくっていうのはやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○上原会長 はい。この件についても、ちょっとお答えしてください。現状の進捗状況含めて・

○事務局（米丸） はい。では事務局からの進捗状況について、ご報告いたします。結論が出てから皆さんにお伝えしたほうがいいのかなと思ったんですが。

一応、解説本を見ながら水産庁の担当者にも伺いながら、このような整理でいいかと調整させていただいてるのが、概ねEEZ、排他的経済水域の範囲内、200海里以内ということで整理したいと考えておりますが、まだ確定しているものではないので、今そういう状況だということだけ

お伝えできればと思います。

県境に関して、鹿児島県と協議の中では、やはり県境をすぐに定めるということは難しい。定めるとしたら両海区で連合海区を作った上で、そこで協議をして決めていくのが通例だという話なんです。なかなかそういうことをやっている所はない。ただ今回、27度線の取締りに関しては、あちら側からは特に意見はないというか、こちら沖縄海区が沖縄海区で周知しているパンフレット、27度線で周知しているパンフレットをもとに取り締まることに関して、特に鹿児島から困るとかそういうことはないという回答をいただいております。そこに関してはもう、こちらの判断、権限で取締りを行うことは可能というふうに整理をさせていただいております。以上になります。

○上原会長 はい。まだ確定ではないんですが、取締の範囲についても、ある程度確定ができるように作業を進めているそうですので、松尾委員、よろしいですか。

○松尾委員 はい。ありがとうございます。

○上原会長 はい。では、議案としては以上でございますので、次に報告事項について、公文書管理規定の作成についてから、あとは事務局の方で順次報告をしてください。

[報告事項1 公文書管理規程の作成について]

○事務局（米丸） それでは事務局から報告事項について、順次報告していきたいと思っております。まず、報告事項1の資料をご覧ください。

公文書管理規定の作成についてということで、皆さんあまりご関心はないかもしれないんですけれども、令和8年4月、来年度から施行される沖縄県公文書等の管理に関する条例では、その第10条において実施機関ごとに公文書管理規定を設け、これを公表しなければならないとされております。

知事部局の沖縄県公文書管理規程については、令和7年8月8日付けで公布されましたが、同規程における公文書の類型や保存年期間満了等の基準、あとあちらの場合、知事部局は多岐にわたる部署があるんですけれども、こちらは委員会と事務局しかないというところも含めて、こちらの規程は知事部局に共通する事務に関して設定しているため、当海区では当海区の事務を調査して独自に検討を行う必要があります。

基本的には沖縄県公文書館規程に準じるような作りにしていくんですけれども、当委員会においても、公文書管理規程の作成について、今後提案を行っていく予定ですので、あらかじめご報告をしておきたいと思

います。

今回配布はしておりませんが、データの方で沖縄県公文書管理規程、こちら 50 ページ以上になるので印刷をしておりますが、参考でお送りしますので、適宜ご確認いただければと思います。

こちらは以上です。

○事務局（中田） では、報告事項 2、沖縄県海区漁場計画の変更素案の作成と意見の聴取についてということで、説明させていただきます。

ちょっと難しい書きぶりになってますが漁業者の方には、漁業権中間免許といった方が早いと思いますが、令和 5 年、10 年のちょうど間の令和 8 年に免許を予定しております。ちょっと時間かかってしまったのですが、去る 11 月 12 日に素案を作成して水産課のホームページにアップしております。今後、利害関係者との公益調整を行いながら、今年の 12 月から来年 1 月の委員会で諮問をさせていただきたいと思っております。

諮問後は、委員会による公聴会を県内 5 ヶ所、北・中・南・宮古・八重山で開催させていただきまして、委員会からの答申をいただいた上で、海区漁場計画の変更を決定させていただきます。これを 3 月目途に行いたいと考えております。そのあと漁業権免許を希望している組合の方で、総会の議決等を行っていただいて、来年 9 月 1 日に免許する流れで今動いております。

めくっていただいて 2 ページ、漁場計画素案に係る補足説明というところで、現在、調整を行いまして、いわゆる特区というところで新規 61、廃止が 1 漁場、あと多良間の共同漁業権の方でウニやイセエビ、セミエビ、ゾウリエビ、タコの 5 魚種を追加するという方向で調整をつけた上で、変更しようとして今やっているところでございます。

また今後、公聴会を開催する際には、会長が公聴会を開催していただくことになるんですが、各委員も公聴会に出席していただくことをお願いすることになると思いますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○上原会長 はい、ありがとうございます。ただいまの報告事項 1 と 2 について、何か委員の皆様からご発言があれば、お願ひをしたいと思います。いかがですか。

はい、柳田委員どうぞ。

○柳田委員 中間免許の情報がきちんと末端の漁業者に届くような働きかけを少し漁協にさせていただけたらなという感じなんですけれども。特に若手で新規加入したばかりの漁業者さんなんかは、仕組みのことについてあまりわかってない方も多く、色々と養殖だったり計画するように

もなかなか手順がわからないということがあるという認識です。数年に1回の申請だったり聞き取りというチャンスを逃すと、逆に言うと数年待つということにもなりうるので、ぜひとも各漁協の方に各組合員への周知をしっかりとするように、こういった聴取のタイミングが来てるよというような情報をしっかりと隅々まで行き届くようにプッシュしていただけると、少し若手の漁業者たちにもチャンスが訪れやすくなるのではないかなど。もう何年も養殖なんかをやられてる方だと、こういった仕組みってというのはある程度浸透してると思うんですけども、特に新規参入の若手を応援するという意味においても、漁協の方に少しその促しをお願いできたらなと思います。

以上です。

○上原会長 はい、ありがとうございます。事務局の方からありますか。

○事務局（中田） はい。次回の漁業権免許、令和10年になりますので、9年3月にはもう周知も”始まっている頃だ”と思いますので、これから当然、周知を我々の方でもしていきたいと思います。

○上原会長 はい。事務局からどうぞ。

○事務局（井上） 補足説明させていただきます。次回の令和10年度の方については、要望調査は令和8年12月ぐらいから漁協の方に配布させてもらいたいと思います。今回の中間免許や令和5年度の方もですね、事あるごとに普及員や組合長会議とかなんかでもお話をさせていただいております。ちょっとまだ足りないというようなご意見なので、少しまた僕たちの方も努力できるところしていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○上原会長 はい、ありがとうございました。他、何かございますか。はい。じゃあ特に報告事項については、ご質問等ないようですのでよろしいですか。

では、これで本日の議事はすべて終了しましたので、最後に付帯決議を取らせていただきます。本日の議決事項中、内容の変更を伴わない簡単な文言や字句の修正については、事務局に一任するという事によろしいでしょうか。

(はいという声)

○上原会長 はい。ありがとうございました。付帯決議の方も承認をいただきましたので、これで会議を終了いたします。スムーズな議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。

では、事務局よろしく申し上げます。

○事務局（井上） はい。上原会長、議事の進行ありがとうございました。また委員の皆様も、お忙しいところご参加いただき、ありがとうございました。

それでは事務局から次回の委員会日程についてアナウンスいたします。令和7年度第9回委員会は、12月12日金曜日14時から開催予定になっております。会場は今回と同じく、県庁6階第2特別会議室でウェブ併用とした開催を予定しております。ご参加よろしくお願いたします。

最後に質問や確認事項がございましたら、発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、以上をもって終了させていただきます。ウェブ参加の委員の皆様はご退席いただいて構いません。本日はどうもありがとうございました。次回もよろしくお願いたします。

○上原会長 はい。お疲れ様でした。
(お疲れ様でした) ”